

(資料1)

財団法人 安全衛生技術試験協会
中 期 計 画 (案)

財団法人 安全衛生技術試験協会

中期計画（案）

I. 基本的考え方

東日本大震災の発生、歴史的な円高の進行、さらには不安定な中東情勢による原油高騰に対する不安等、我が国経済は、国内外において厳しい状況に直面しており、当協会を取り巻く諸般の環境も厳しさを増している。このような状況の中で、当協会は、今後2年間、以下のような基本的考え方のもとに事業運営を行っていくこととする。

1. 当協会の責務

労働災害の発生状況は、平成22年には、死亡者数及び休業4日以上死傷者数の双方とも増加に転じたが、平成23年については、その速報値によれば死亡者数は前年比で16%減少したものの、死傷者数は前年比2.8%増加し、2年連続して増えている状況にある。墜落及び転落災害、交通労働災害、職場におけるメンタルヘルスの問題など、我が国の労働安全衛生の状況には、今なお多くの課題が残ってはいるものの、長期的には労働災害は減少を続けてきたといえることができる。

この長期的な労働災害の減少は、設備や作業方法の改善、法令の整備など官民あげての災害防止のための関係者の努力のたまものであるが、この中でも安全衛生に携わる人材の確保、とりわけ危険有害な業務、安全衛生の指導的業務に就く者に関する国の免許・資格制度が、労働災害防止に大きく貢献してきたといえることができる。

このような中で、安全衛生法等に基づく試験事務を都道府県労働局長に代わって実施する指定試験機関の責務は極めて重要であり、労働災害防止に求められる良質な有資格者を、社会の求めに応じ十分な数だけ確保すべく、公正、安定的かつ効率的に試験事務を実施することを、当協会の責務と認識し、その運営に取り組むこととする。

2. 受験者の動向の把握及び行政施策との連携

近年の受験者の動向をみると、当協会の試験においては、団塊世代の労働市場からの退出（2007年問題）に伴って、新たな資格者を企業内において充足することの必要性により受験需要が増加したために、平成20年度をピークに数年にわたって受験者数の増加状態が続いたが、これが一巡した平成21年度以降は、毎年小幅ながら減少を続けており、平成23年度は3年連続の減少となっている。

免許資格等に対する個人の関心の高まりや二級ボイラー技士等の受験資格が廃止されることに伴うプラスの要因も考えられるものの、長引く経済の停滞、さらには円高の影響を受けた製造業の海外移転の一層の進展等も懸念されるなど、今後の受験者数の動向については、予測が極めて難しい状況にある。

このような状況の下、当面は、受験者数の減少が継続する可能性があることを念頭に協

会の運営に当たることとし、中期計画における受験者数の予測は、直近3ヶ年の増減率等を参考に行うものとする。

また、各試験の受験者の動向、企業等の人材ニーズの把握及び有資格者の需要状況の把握等について協会全体として取り組み、得られた情報を今後の当協会の運営に積極的に活用するとともに、行政施策検討の参考データとして国にも定期的に提供することとする。

3. 事業仕分けの結果等に対する対応

平成22年に実施された厚生労働省内事業仕分けの結果、またそれを受けて厚生労働省に設置された指定・登録制度改革検討専門委員会の報告を受けて、当協会の改革については国からの種々の要請を受けているところである。

試験事務の効率化、経費の節減を始め、事業仕分けなどの検討過程において、当協会に要請された事項については、組織の見直し、各種調達の見直しを含め、当協会の業務全般にわたって努力を行い、その実現に真摯に取り組んでいくこととする。

4. 中期計画の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間とする。

II. 重点的实施事項

1. 試験業務の的確な実施

(1) 試験業務の実施

イ. 試験の実施

免許試験(18種類)、労働安全・労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験については、受験者の動向、企業等の人材ニーズを踏まえ各年度の試験実施計画を策定し、この計画に基づいて実施する。なお、免許試験については、受験者の動向等に鑑み追加の試験を実施するなど適切に対応する(試験実施計画は別記1参照)。

ロ. 学生等に対する試験の実施

高等学校、刑務所等から出張特別試験の実施について、協力の要請があった場合には、これらに対し積極的に協力していくこととする(別記2参照)。

ハ. 試験実施に伴う過誤事案の発生防止

試験実施に当たっては、申請書類の内容の厳正な審査、試験当日の本人確認の徹底、試験問題運搬の際のセキュリティの徹底など、公正で正確な試験を実施するものとする。

なお、試験実施に伴う過誤事案の発生は、中期計画期間中を通じて、ゼロ件とすることを目標とする。

(2) 良質な試験問題の確保

イ. 内容等に関して不適切な試験問題の発生防止

試験問題の作成に当たっては、問題作成担当者間の相互のチェック、各種試験委員会の適切な運営、問題の審査体制の充実等を図ることによって、試験問題の内容等に関する不適切事案の発生については、中期計画の期間を通じてゼロ件とすることを目標とする。

ロ. 試験問題の質の確保

試験問題の作成においては、問題作成担当者間で十分な検討を行い、必要に応じて外部の専門家の意見等を聞いて、良質な試験問題の作成を心がける。試験実施後は、過去における試験の平均点及び合格率との比較を行うとともに、試験問題について算定された識別値等も目安として試験結果についての検討を行い、今後の良質な問題の作成の参考とする。

また、最近の労働安全・労働衛生に関する動向、現場における技術の進展の状況等を考慮しつつ、内容表現等の検討を行うために、試験問題検討会等を計画的に開催することとする（別記3参照）。

(3) 安定的かつ効率的な試験業務実施に向けた施設の整備

安全衛生法に基づく免許資格の多くは、法令で義務付けられているため、それを充足しない場合は法令違反となり、また資格者の多くは、企業単位ではなく個人ごと又は職場ごとに必要であるので、企業は常に十分な数の資格者を充足しておくことが要求されるものである。

免許資格等のこのような性格から、当協会では、実技試験の設備を有する常設の試験施設につき、国から無償の貸与を受け、安定的に試験を実施してきたところであるが、当該試験施設については、国有財産の有効活用を図るとの政府全体の方針を受け、売却されることが決定している。

当協会としては、これまで通り、指定試験機関として安定的かつ効率的に試験を実施するため、また、特定資産である引当預金の有効活用の観点から、平成24年度中に、国が売却を決定している7つの安全衛生技術センターを購入することとする。

また、センター購入により、毎年、減価償却費が約3,500万円、修繕費が年間平均3,700万円の経費が発生する見込みであり、購入後のセンターの効率的な維持、管理について検討を行う。

2. 公益財団法人への移行

当協会の業務は、従来は国が直接行ってきた国家試験の実施事務であるため高い公益性を有していることから、その公正、的確な試験実施事務については、常に国民の視線が注がれているものと認識する必要がある、国民からの高い信頼を受けるとともにこれを今後とも維持し続けることが重要である。

このことを踏まえ、現在国が取り組んでいる公益法人改革に当たっては、「公益財団法

人」への移行を目指すこととし、認定申請に必要な作業を的確に進めることによって、中期計画の期間中である平成 25 年 4 月 1 日付けの移行を目標とする。

3. 効率的な業務運営

受験者数が減少傾向にある中、免許試験（学科試験）の試験手数料の引下げが、平成 21 年度及び平成 23 年度に行われたことなど、当協会の財務状況は厳しい環境に置かれている。このような中で、当協会においては、組織・運営体制の整備、業務運営の効率化を通じて経費の節減に取り組むこととする。また、収支マイナスの状況にある労働安全・労働衛生コンサルタント試験及び作業環境測定士試験については、特に留意しつつ収支改善に向けた努力を継続する。

平成 24 年度から新規業務（登録事務）を実施することによる費用増加分があるが、各種契約の見直し、修理・修繕の積算根拠の精査、旅費交通費の節減などにより、センター購入に伴い増加する費用（保険料、修繕費、租税公課及び減価償却費）の増加分を除き、中期計画最終年度の経常費用を平成 22 年度実績に比べ、9%削減することを目指す。

*これにより、センター購入に伴い増加する費用も含めた平成 25 年度の費用は、平成 22 年度と比較して、41,900 千円の削減となり、免許試験受験者 1 人当たり 190 円、コンサルタント試験 1 人当たり 3,400 円、測定試験 1 人当たり 700 円の削減となる。

(1) 組織・運営体制の整備

当協会の職員数は平成 21 年度の 90 人から 23 年度には 87 人としたが、平成 24 年度からはコンサルタント等の登録事務を新規に実施することとなることと、当該事務は最少限の人員で対応することとし、平成 24 年度は 88 人の職員で対応することとする。

また、人件費については、中期計画期間中を通じて、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

(2) 業務の効率化

適切な人事計画、研修の充実等を通じて、本部及び各センターの業務に関して、業務を横断的に対応することができる職員の育成に努めるとともに、試験問題作成手順の見直し、事務処理の方法の見直し、さらに受験者管理システムの改善を継続的にを行い、試験事務の効率化を図る。

(3) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験の収支改善対策

中期計画期間中に以下の措置を行うことによって、収支改善の努力を継続する。

① コンサルタント試験

コンサルタント試験の収支状況が赤字である主たる要因は、受験者数に比べて、専門的に細分化され、また記述試験や口述試験の実施など、手間を要する試験方法を採用していることであると考えられるところ、このような試験実施方法の変更に関する検討を含めて、収支改善のための努力を行う。

イ. 試験会場の変更

受験者へのサービスに配慮しつつ、筆記試験の東京会場の場所を変更する。試験会場の変更によって、約 200 万円の支出が削減されることが見込まれる。

*平成 23 年度の見込み支出額 526 万円の約 38%、受験者 1 人当たり約 1,400 円の縮減。

ロ. 外部委嘱試験員の数の削減

協会職員を試験員として活用することにより、外部委嘱試験員の数の削減を行い、委員会関係経費等の削減を図る。

ハ. 記述式試験の多肢選択試験への変更

現行の記述式試験の多肢選択式試験への変更が可能かどうか検討する。検討の結果、可能と判断されれば筆記試験のうち記述試験により行っている部分を多肢選択試験に変更する。これによる縮減額は約 250 万円と見込まれる。

*平成 23 年度見込み支出額約 1,322 万円の約 19%、受験者 1 人当たり 1,700 円の縮減。

二. その他、会議関係経費、旅費等の諸経費の削減

ホ. 試験実施の方法、受験資格等の観点からの検討

試験実施の方法、受験資格等については、試験制度の変更を含むものについては当協会において決定することができないものが多いが、受験者数の増加及び経費の縮減に関して必要と考えられるものについては、厚生労働省とも綿密な協議をしながら検討していくこととする。

② 測定士試験

測定士試験についても、コンサルタント試験と同様の問題を抱えているところ、以下の事項を実施することによって、収支改善の努力を継続する。

イ. 試験員会開催回数の削減

当協会事務局員の試験作成能力の向上に努め、試験員会の実施回数を減らす。中期計画の期間中に現行 41 回を 33 回にまで減らすことを目標とする。

*問題作成謝金等約 140 万円、平成 23 年度の見込み支出額約 600 万円の約 23%、受験者 1 人当たり約 500 円の縮減。

ロ. 協会職員の試験員としての活用及び外部委嘱試験員の削減

協会職員を試験員として活用することにより外部委嘱試験員数の削減を行い、会議関係経費等の削減を図る。職員 1 名を試験員として登用する。

ハ. その他、会議関係経費、旅費等の諸経費の削減

(4) 契約・調達効率化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を踏まえ、一般競争入札を原則とする。また、消耗品等については、インターネットによる調達等も活用し、最も効率的な調達に努める。

各種試験をはじめ外部の会場を利用する場合は、受験者の利便性等にも配慮しつつ最もコストの低い会場を選択するよう十分な検討を行う。また、本部が入居している賃

貸ビルについては、会議の効率化により会議室等の縮小を行うとともに、賃貸料の引下げ交渉等を行い、賃貸料の削減を図る。

(5) 受験者管理システムの適正な運用

受験者管理システムは、従来厚生労働省の管理する免許管理システムとは独立して当協会が一元管理する新たな受験者管理システムとして、平成23年2月からこれを立ち上げ運用中であるが、この導入により受験者の情報を一元的に管理することが可能となるとともに本部とセンター間のデータの共有が可能となったことから、中期計画の期間中を通じてデータ共有化を推進し、業務の効率化及び経費の節減に努める。

4. 受験者等に対するサービスの充実

(1) 広報活動の積極的な展開

試験制度に関する最新の情報、地域の実情及び受験者のニーズを把握しつつ、受験者が円滑に受験できるように、的確な広報に努めることが極めて重要である。このため、分かりやすい試験案内、登録申請等に必要な情報を的確に掲載するなどホームページの充実に努める。

また、試験問題及び合格者一覧のホームページへの掲載及び試験不合格者に対する得点の通知は、従来に引き続き実施する。

(2) 特別な配慮の必要な受験者への対応

身体に障害を有するなど特別な配慮が必要な受験者に対しては、点字試験による試験実施、拡大文字試験問題の使用、別室において受験してもらう措置など必要に応じて適切な配慮を行う。 *平成23年度における要配慮受験者数 85人

5. 機密事項の漏洩防止対策の徹底

試験問題及び個人情報等に関する機密事項の漏洩防止対策については、ハード面及びソフト面に関して作成したマニュアルに基づき、本部及び各センターの組織を上げて、その徹底を図るとともに、常にマニュアルの見直しを行い、一層のセキュリティ対策を推進する。試験問題の漏洩の件数及び受験者の個人情報の漏洩の件数をそれぞれゼロ件とすることを目標とする。

6. コンサルタント及び測定士の登録事務の実施

コンサルタント及び測定士の登録事務については、指定・登録制度改革検討専門委員会の報告の趣旨を受け、平成24年4月1日より当協会に移管する。

登録事務の実施にあたっては、申請者に対するサービスと的確な業務遂行に心がけ、年度当初からの円滑な移行を実現することによって申請者に不便をかけないことを心が

け、移行時期におけるクレーム件数をゼロ件とすることを目標とする。

7. 国との緊密な連携

厚生労働省との間で、受験者動向及び労働安全衛生行政の方向性等について定期的な情報交換を行い、行政施策と連動した的確な業務運営を図る。

8. 職員研修等の充実

当協会に相応しい人材の確保、育成及び適正配置を行い、また、職員の資質の向上を図るため、適切な研修を実施していくことが必要であるが、従来は、主として各センターにおいて独自に実施する研修に委ねることが多く、本部において統一的に実施する方法が確立されていない状況であった。

このため、中期計画期間中に、新規採用職員及び中堅職員に対して、各センターにおいて実施する試験実施実務に関する研修の他に、本部における研修プログラムを設け、これを実施することとする。

本部研修は、初任時研修については平成 24 年度中に実施することとし、中堅研修についても中期計画期間中に実施することを目標とする。

また、個人別キャリアプランの策定とその育成プログラムに従った必要な資格取得、実務経験を積むための人事施策・人事異動等を計画的に実施することで、職員の中長期的育成を図り、適正な試験員を計画的に養成・確保する。

別記 1：試験実施計画

(1) 免許試験

平成 24 年度は、以下の計画により各センター及び 43 の都道府県において、免許試験を実施する。なお、このうち、出張特別試験については、43 都道府県の 78 地区において実施する。

学科試験 790 回

実技試験 392 回

なお、受験者数としては、平成 24 年度は、学科試験 173,800 名、実技試験 6,850 名を見込むこととし、平成 25 年度の試験実施計画については、学科試験受験者の動向等を考慮して、平成 24 年度内に決定することとする。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験

中期計画期間中の各年度の予定は、以下のとおり。

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験をそれぞれ 1 回。

それぞれの試験は、筆記試験及び口述試験により実施し、その実施予定は以下のとおり。

筆記試験 関東センターを除く 6 つの安全衛生技術センター及び東京都内 1 会場

の7箇所（平成24年度は10月16日に実施）

口述試験 大阪及び東京（平成24年度は、平成25年1月15日及び16日、並びに同25年1月29日～31日に実施）

なお、平成24年度は、筆記試験受験者数1,200名、口述試験受験者数600名を見込んでいる。

(3) 作業環境測定士試験

中期計画期間中の各年度の予定は、以下のとおり。

第1種作業環境測定士試験 1回（平成24年度は、8月22日及び23日に実施）

試験地は、7つの安全衛生技術センター及び東京都内1会場の8箇所

第2種作業環境測定士試験 2回（平成24年度は8月22日及び平成25年2月13日に実施）

試験地については、第1回目は各センター及び東京都内の8箇所、第2回目は各センターの7箇所

平成24年度は、第1種試験1,150名、第2種試験1,600名（800名×2）、合計2,750名の受験者を見込んでいる。

別記2：高校、刑務所等における試験実施

平成23年度における実施回数及び受験申請者数はそれぞれ以下のとおり。

- | | | |
|-------------------|----------|-------------|
| ① 高校生（2級ボイラー等） | 実施回数 26回 | 申請者数 4,235人 |
| ② 刑務所等（1、2級ボイラー等） | 実施回数 27回 | 申請者数 310人 |

別記3：試験問題の質の確保等のための検討

以下の検討会及び試験委員会等を各年度開催し、標準的な試験問題の整備及び職員等の作成能力の向上等を図る（開催回数は年度ごとの予定）

(1) 試験問題検討会

第1種及び第2種衛生管理者	6回
（本部及びセンター職員によるもの、及び本部職員のみによるものそれぞれ3回）	
エックス線作業主任者	3回
（本部及びセンター職員による）	
潜水士試験検討委員会	2回
（本部職員及び外部の専門家による）	
合計	11回

(2) 出題用試験問題作成のための専門委員会等

a. 労働安全・労働衛生コンサルタント試験専門委員会

機械、電気、土木、化学、建築、健康管理、労働衛生工学の7つの区分について

の筆記試験の問題作成のために 30 回の試験専門委員会、及び口述試験会議を 5 回、合計 35 回の委員会等を開催。

b. 作業環境測定士試験員会

労働衛生一般、法令、デザイン・サンプリング、分析概論、鉱物性粉じん、放射性物質、特化物、金属、有機溶剤の 9 科目の問題作成のために合計 41 回（前期 28 回、後期 13 回）の試験員会を開催。

*：41 回の回数は、中期計画期間中に 33 回にまで減らすことに努める（Ⅱ. 3. (3) . ②参照）。

c. 特級ボイラー試験問題検討委員会

構造、取扱、燃料、法令の 4 科目の問題作成のために合計 6 回の委員会を開催。